
市民生活



桜川エコアドベンチャー

1	窓口	91	7	霞ヶ浦対策	110
2	まちづくり活動	94	8	環境衛生	114
3	ダイバーシティ推進	98	9	防犯対策	125
4	消費者行政	101	10	空家等対策	126
5	交通安全	103	11	人権推進事業	127
6	環境保全	105			

1 窓 口

(1)市民課の窓口

住民異動に伴う各種届出・登録等が一元的に手続きができるよう、平成15年10月14日から総合窓口を開設した。また、窓口業務の迅速化を図るお客様呼び出しシステムの導入やコンシェルジュの配置等により、市民サービスの向上を図っている。

ア 市民課・各支所・出張所の主な取扱事務

- ・住民票の写しの交付（含広域交付）
 - ・戸籍の証明・戸籍の附票の写し・諸証明書の交付
 - ・妊娠届出受理及び母子健康手帳交付（支所・出張所のみ）
 - ・各種健診受診券交付
 - ・戸籍・住民異動届
 - ・埋火葬の許可
 - ・印鑑登録・印鑑登録証明書の交付
 - ・市税諸証明書の交付
 - ・自動車臨時運行の許可事務（本庁、新治支所のみ）
 - ・マイナンバーカード申請交付（平成28年1月～）
 - ・公的個人認証サービス（電子証明書）
- 〈本庁のみで取扱う事務〉
- ・在留関連事務
 - ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧（国又は地方公共団体等が行う調査研究や公益性が高いと認められるもの）
 - ・パスポート（旅券）の申請・交付（午後4時45分まで）

イ 日曜日の窓口開庁

平日に証明書の交付が受けられない人等のために、日曜日に次の業務を行っている。
（平成16年8月1日～）

実施場所	市民課窓口
実施時間	午前8時30分～午後5時15分（年末年始を除く）
対象事務	住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録、印鑑登録証明書、パスポート（旅券）交付（午後4時45分まで）、埋火葬の許可、戸籍届書の預かり、マイナンバーカード申請受付・交付（午前9時～午後4時まで）

ウ 平日の窓口延長

通常時間内に、住民異動届、印鑑登録申請や、証明書の交付が受けられない人等のために、業務の延長を午後8時まで行っている。（平成16年8月5日～）

実施場所	市民課窓口
実施曜日・時間	毎週木曜日（祝日、年末年始を除く） 午後8時まで
対象事務	住民票の写し、住民異動届、戸籍の証明、印鑑登録、印鑑登録証明書、埋火葬の許可、戸籍届書の預かり、マイナンバーカード申請受付・交付（午後7時まで）、パスポート（旅券）交付（平成29年7月6日～）（午後7時まで）

エ 郵便局での証明書交付（平成22年11月1日～）

市役所や支所・出張所だけでなく、身近な郵便局でも午前9時から午後4時まで証明書交付を行い、市民の利便性の向上を図っている。

（ア）取扱郵便局

- ・山ノ荘郵便局
- ・土浦穴塚郵便局
- ・土浦中村郵便局

（イ）取扱証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍（謄本・抄本）、戸籍の附票の写し（謄本・抄本）、納税証明書、市県民税課税証明書、市県民税非課税証明書、市県民税所得証明書

オ 証明書のコンビニ交付（平成28年4月1日～）

マイナンバーカードを利用して、全国提携コンビニエンスストアで年末年始及び点検日を除く毎日午前6時30分から午後11時まで証明書交付を行い、市民の利便性の向上を図っている。

（ア）取扱店舗（全国のキオスク端末設置店舗）

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- ミニストップ
- セイコーマート
- 土浦イオン
- カスミ

（イ）取扱証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税課税証明書、市県民税非課税証明書、市県民税所得証明書

カ 窓口取扱件数

(ア) 各種証明等年度別取扱件数

区分		年度				
		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
戸籍	全部・一部(除籍も含む)	38,700	38,651	36,494	38,699	36,142
	証明	760	707	591	759	787
	小計	39,460	39,358	37,085	39,458	36,929
住民票	全部・一部(附票も含む)	84,436	80,267	78,567	82,209	68,382
	証明	5,498	5,332	4,954	3,362	3,352
	広域交付	100	119	120	92	76
	閲覧	26(0)	21(0)	12(0)	18(0)	23
	小計	90,060	85,739	83,653	85,681	71,833
印鑑	登録	6,182	6,108	5,864	5,783	7,390
	証明	44,726	43,011	40,123	40,880	29,402
	市民カードへの引換交付	—	—	—	—	—
	小計	50,908	49,119	45,987	46,663	36,792
マイナンバー再交付		120	147	280	364	693
通知カード再交付		763	522	79	—	—
仮ナンバー		1,153	1,160	1,223	1,185	1,118
税務証明		27,890	22,541	16,875	18,228	17,089
母子手帳		117	114	103	126	80
受診券発行		6,560	6,182	5,918	6,463	7,512
小計		36,603	30,666	24,478	26,366	26,492
合計		217,031	204,882	191,203	198,168	172,046
郵送による請求	受付	14,716	15,167	14,183	13,446	14,552
	発行	13,752	14,087	13,194	12,690	13,457

※ 閲覧（ ）内は公用等の無料件数で外数

※ 郵送による請求件数は内数

(イ) 外国人住民の人数の推移（各年度とも3月末日現在）

区分		年度				
		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
世帯数		2,201	2,374	2,496	2,450	2,848
性別	男	2,021	2,193	2,248	2,140	2,461
	女	2,072	2,121	2,205	2,307	2,496
計		4,093	4,314	4,453	4,447	4,957

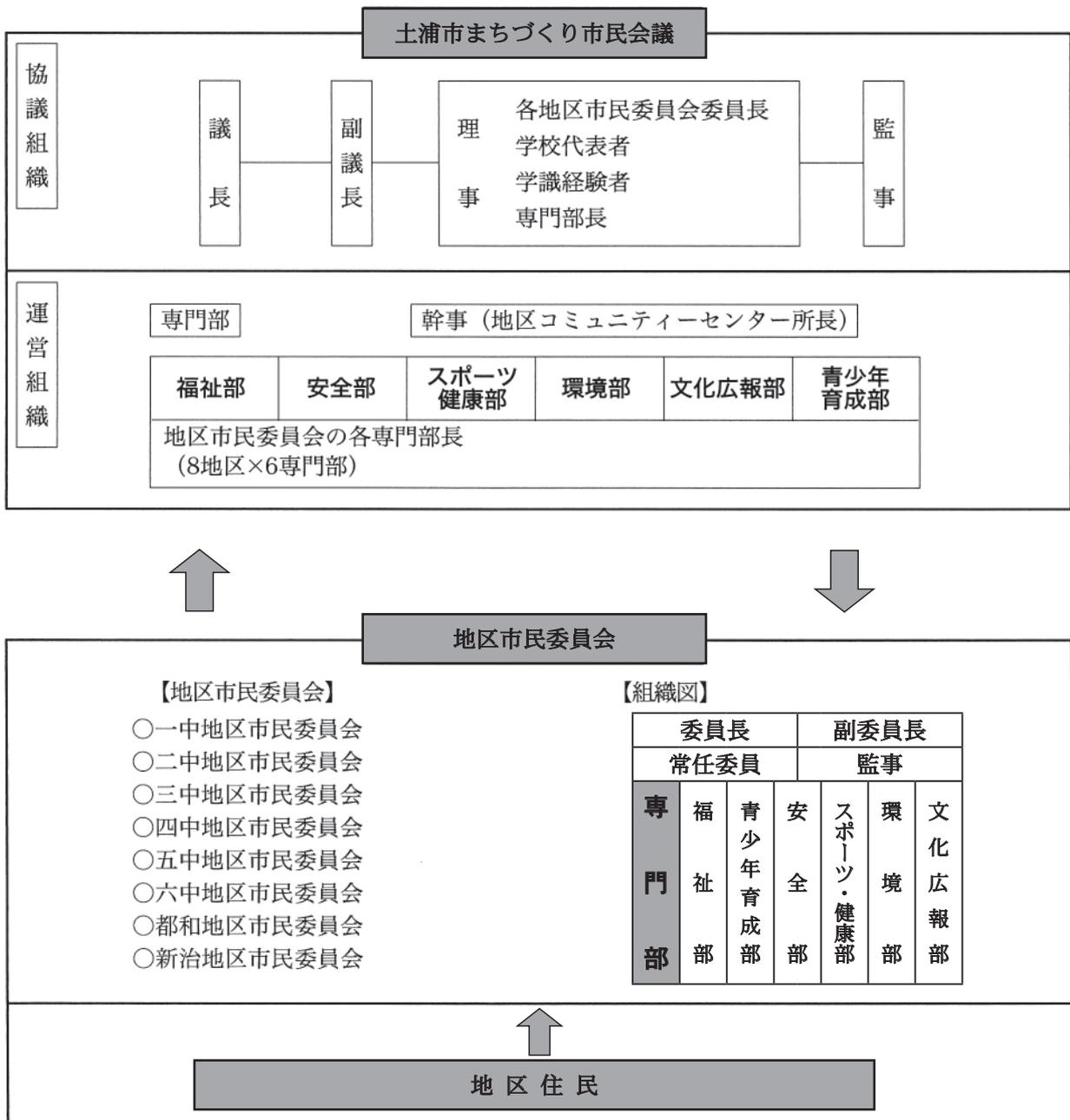
2 まちづくり活動

組 織

昭和50年に制定された土浦市民憲章の周知を図り、市民が力をあわせて住みよいまちづくりを進めることを目的として活動してきた「土浦市民憲章推進協議会」の発展的な組織の改編を行いました。

平成12年度に土浦市民憲章推進協議会の各支部を基礎として、地域が主体となって実態に合った活動ができるよう、中学校区ごとに「地区市民委員会」を設立し、委員会の中にそれぞれの活動部門にそった実践活動のために6つの専門部会を設置しました。また、平成18年度には合併後の新治地区にも地区市民委員会を設立しました。

平成13年度には、地区市民委員会を束ねる中央組織として「土浦市まちづくり市民会議」を設立し、各市民委員会のまちづくり活動などの情報交換の場として運営されているほか、市民憲章の実現のため、花いっぱい運動など、明るくさわやかなまちづくり活動を進めています。



本年度事業計画

- (1) 市民憲章や市のシンボル等の普及啓発活動
 - ・市民憲章普及啓発
 - ・市の木・市の花・市の鳥広報普及啓発
 - ・花いっぱい運動の推進
 - ・まちづくりの実践をたたえる表彰
- (2) 市民憲章の実践活動
 - ・福祉やスポーツ・健康維持の取り組み
 - ・青少年育成と交通・防犯など安全対策と地域防災
 - ・環境美化・花いっぱい運動の拡充
 - ・文化芸術活動やITを活用した広報活動の充実
 - ・情報交換・交流・研修等の実施と事業のデジタル化の推進

神立地区コミュニティセンター

1. 所 在 土浦市神立町682番地54
2. 敷地面積 2,500㎡
3. 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
4. 建物面積 1,164㎡
5. 竣 工 平成14年3月
6. 施設内容
 - ①神立出張所
 - ②図書館分館
 - ③集会室（約160㎡）、会議室1（57㎡）、会議室2（41㎡）、和室（12畳・6畳・茶室設備）、調理室（52㎡）、工作室（31㎡）、音楽室（31㎡）、保育室（17㎡）
 - ④駐車場 約40台分
7. 開館時間 12月29日から1月3日までの日を除く毎日
午前8時から午後10時まで（夜間申込がない場合は午後6時まで）
8. 利用料金

施 設	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00
集 会 室	1,650円	1,650円	1,865円
会 議 室 1	650円	650円	875円
会 議 室 2	650円	650円	875円
和 室	650円	650円	875円
調 理 室	1,315円	1,315円	1,650円
音 楽 室	650円	650円	875円
工 作 室	650円	650円	875円

利用料金の減額等
免除する団体

社会教育関係団体、社会福祉関係団体、官公署若しくはこれらに類する団体（PTA、子ども会、地区市民委員会、町内会、消防団等）

減額する団体（50%） 同好会等の利用団体（指定管理者が認めた団体）

9. その他 平成18年度から指定管理者制度の導入により「神立地区コミュニティセンター管理運営協議会」が管理運営を行なっている。

国際交流の推進

①姉妹都市「パロアルト市」（アメリカ合衆国）との交流の推進

- ・中学生交換交流事業

土浦市は、平成5年から続く中学生交換交流事業をきっかけとして、平成21年4月に、アメリカ合衆国カリフォルニア州パロアルト市と姉妹都市の締結をいたしました。

パロアルト市との交流経緯等

年 月	内 容
平成5年7月	新治村内に竣工した企業を通じて、本社のあるパロアルト市内の社員宅に、新治中学校生徒のホームステイを開始
平成7年3月～	相互にホームステイを行う、現在の交換交流の方法になる。以後、令和元年度までに25回の訪問、22回の受入を実施
平成18年2月	土浦市と新治村が合併。
平成21年4月	土浦市長とパロアルト市長が、姉妹都市締結に合意。
平成22年10月	パロアルト市において「日本／土浦まつり」開催 土浦市長ら訪問団がパロアルト市訪問
平成23年4月	東日本大震災の復興支援金として、12,700ドル(当時レート1,055,000円)を受領
平成24年3月	土浦市国際交流協会設立20周年記念式典 パロアルト市長夫妻らが土浦市訪問 同年よりかすみがうらマラソン大会にランナーを招待
平成26年9月	パロアルト市において「第2回日本／土浦まつり」開催 土浦市から伝統芸能関係者ら市民訪問団がパロアルト市訪問
令和元年10月	姉妹都市10周年記念としてパロアルト市長ら市民訪問団が土浦市訪問
令和3年3月	両市の中学校生徒によるビデオ交流を開始

パロアルト市概要について

○位 置



○概 要

パロアルト市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ湾岸地域内にあり、サンフランシスコの南約56kmに位置しています。

IT企業の集積で有名なシリコンバレーの北部に位置し、市内には、ヒューレット・パッカード社（コンピューター関連機器製造）を始め、複数のハイテク企業の本拠地があります。

アメリカ国内で屈指の私立大学であるスタンフォード大学にも隣接しています。

また、全米でも有数の治安の良い都市として有名です。

○面 積

総面積66.4km²（土浦市の約1/2の大きさ）

○人 口

約67,000人

○市の組織

- ・市長及び副市長 任期1年（市議会議員の中から互選により選任）
- ・市議会の構成 議員数9人（任期4年）

②友好都市「フリードリッヒスハーフェン市」（ドイツ連邦共和国）との交流の推進

昭和4（1929）年、フリードリッヒスハーフェン市で製造された飛行船ツェッペリン伯号が世界一周の途中で土浦に飛来したことが始まりで、フリードリッヒスハーフェン市はボーデン湖、土浦市は霞ヶ浦といずれも湖に面し、両市とも湖の水質浄化を目指していることなどから平成6年7月に、ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州フリードリッヒスハーフェン市と友好都市の締結をいたしました。

フリードリッヒスハーフェン市との交流経緯等

年 月	内 容
昭和4年8月	飛行船ツェッペリン伯号が世界一周の途中で土浦に飛来。30万人の観衆が訪れた。
平成3年1月	第1回かすみがうらマラソンに3名の選手が参加。
平成6年7月	土浦市長とフリードリッヒスハーフェン市長が、友好都市締結に合意。
平成23年4月	東日本大震災の復興支援金として、15,000ユーロ(当時レート1,694,850円)を受領
令和4年6月	ウクライナ避難民受け入れへの支援として、2,046,553円を寄付。

フリードリッヒスハーフェン市概要について

○位置



○概要

フリードリッヒスハーフェン市は、ドイツ連邦共和国最南部にあるボーデン湖北岸のほぼ中央に位置しています。ボーデン湖を国境としてスイスとの間にフェリーが周航しており、鉄道と水上交通の結節点となっています。商・工業都市であることに加え、風光明媚なボーデン湖のほとりであることから、スイスへの観光の要点として、観光都市の一面も持っています。

○面積

総面積 69.9km²（土浦市の約1/2の大きさ）

○人口

約61,000人

③国際交流事業の実施

- ・国際理解教室「世界の友達と話そう」令和4年度10回実施

④多文化共生推進プラン

- ・平成26年度 土浦市多文化共生推進プラン策定
- ・令和元年度 土浦市多文化共生推進プラン（後期計画）策定

⑤土浦市国際交流協会事業の支援

- ・日本語教室 ・日本語ボランティア養成 ・多国語講座 ・地域ふれあい事業
- ・中学生交換交流事業 ・広報事業 など

⑥土浦ユネスコ協会事業の支援

- ・日本語教室（土浦市国際交流協会との共催）
- ・「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展 ・世界寺子屋運動への協力 など

3 ダイバーシティ推進

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化している。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要であると考えられる。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められているといえる。

これらのことを踏まえ、2023年4月より、本市においてダイバーシティ社会を実現させるため、「人権推進課ダイバーシティ推進室」が設立された。

年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等のような立場の人も、それぞれが持つ個性と強みを十分に発揮し、すべての市民が互いに人権を尊重し合い、自分らしく生き生きと暮らせる市を目指すため、ダイバーシティ推進の取り組みを行っていく。

(1) 「いばらきダイバーシティ宣言」への登録

土浦市では、性別等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に取り組むため、令和5年7月、その取り組むべき方針を定め、「いばらきダイバーシティ宣言」に登録を行った。

(2) 庁内職員向けダイバーシティ研修の実施

ダイバーシティ社会の実現に向け、庁内におけるダイバーシティの取組を促進するため、様々な階級の職員を対象として、理解向上研修を実施する。

(3) ダイバーシティ推進のための啓発

ダイバーシティ社会の実現のため、市民に対して広く周知・啓発を実施する。

(4) 男女共同参画推進事業

国においては、昭和62年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定、平成6年に総理府に男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備、さらに、平成11年に「男女共同参画社会基本法」の施行、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の構築を推進している。

一方、県においては、平成3年に「いばらきローズプラン21」を策定、平成8年に「いばらきハーモニープラン」を策定、平成14年に「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」を策定、令和3年に「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、男女共同参画社会の具現化に向けて取り組んでいる。

土浦市においては、このような国や県の動向を踏まえながら、平成6年に「つちうら女性プラン21」、平成9年、県内他市に先駆けてセンターを設置し、平成14年に「第2次つちうら女性プラン21」、平成23年に「第3次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、さらに、平成24年には「土浦市男女共同参画推進条例」の制定、「男女共同参画都市宣言」、さらに令和3年3月に「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進している。

ア 「土浦市男女共同参画推進条例」（平成24年4月1日施行）

本市では、市の特性を生かした推進計画に基づく男女共同参画施策の一層の推進を図るため、土浦市の取り組む姿勢を明らかにする条例を平成23年度に制定した。

イ 「土浦市男女共同参画都市宣言」（平成24年11月18日記念式典で宣言）

宣言文は、14万市民の共通認識のため、理解しやすく・言葉に発しやすい表現で、本市が目指

す男女共同参画社会の実現の基本的な方向性を示したものである。

令和4年10月16日には、本宣言から10周年となることを記念し、今後より一層の男女共同参画推進に向けた取組として、10周年記念式典を実施した。

ウ 「第4次土浦市男女共同参画推進計画～誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会に向かって～」

(ア) 目的

男女が性別にかかわらずそれぞれの個性や能力が最大限に活かせる社会、互いの人権を尊重し、平等に生きられる男女共同参画社会の実現を目指す。

(イ) 計画策定の経過

「つちうら女性プラン」	平成5年度策定
「第2次つちうら女性プラン」	平成13年度策定
「第3次土浦市男女共同参画推進計画」	平成22年度策定
「第4次土浦市男女共同参画推進計画」	令和2年度策定

(ウ) 計画の期間

- a 基本構想令和3年度～令和12年度
- b 基本計画
 - (a) 前期計画令和3年度～令和7年度
 - (b) 後期計画令和8年度～令和12年度

(エ) 基本理念

- a 男女の人権の尊重
- b 社会における制度または慣行についての配慮
- c 政策等の立案及び決定への共同参画
- d 家庭生活における活動と他の活動の両立
- e 国際的協調

(オ) 基本目標

- a 男女の共同参画の実現に向かって
- b 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって
- c 安心・安全の実現に向かって

エ 男女共同参画推進事業

(ア) 男女共同参画に係る施策の企画及び推進

(イ) 男女共同参画センターの管理運営

- 男女共同参画社会実現のための各種講演、講座、講習会の開催
- 男女共同参画関連図書及び資料の収集、整備、提供等
- 女性問題や男女共同参画に関する市民の自主活動支援
- 女性問題に関する各種相談「フェミニスト相談」・「一般相談」

(単位：件)

区分	フェミニスト	一般	合計
平成29年度	150(62)	9(0)	159(62)
平成30年度	131(48)	9(0)	140(48)
令和元年度	122(63)	13(0)	135(63)
令和2年度	104(66)	20(3)	124(69)
令和3年度	76(30)	1(0)	77(30)
令和4年度	57(22)	12(0)	69(22)

※()内は、相談件数に占めるDV(ドメスティックバイオレンス=配偶者からの暴力)相談の件数

●研修室利用料金

区 分	面 積	午前	午後	夜間
		9：00～12：00	13：00～16：30	18：00～20：30
研修室 1	70㎡	1,835 円	2,140 円	1,835 円
研修室 2	63㎡	1,630 円	1,935 円	1,630 円
研修室 1・2	133㎡	3,465 円	4,075 円	3,465 円
研修室 3	24㎡	610 円	710 円	610 円

カ 土浦市女性団体連絡協議会

(ア) 目 的

市内の各女性団体・グループ等の相互の連絡調整と協力を図り、個々の活動を振興し、地域社会の向上・発展や女性問題解決のための事業及び男女共同参画社会実現を目指すための地域活動を進めるなど、土浦市が実施する男女共同参画行政との協働活動を促進するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(イ) 設 立

平成 4 年 4 月 26 日

(ウ) 組 織

市内で活動する 12 の女性団体・グループ等の連合体として構成されている。

(エ) 市との連携事業

- 男女共同参画×市民協働フェスティバル
- かすみがうらマラソン大会支援
- パープルリボン啓発活動

4 消費者行政（消費生活センター）

消費者を取り巻く問題は、年々多様化・複雑化しており、商品やサービス等に対する苦情相談も多い。これらの消費者トラブルを適正かつ、迅速に処理するとともに、消費者啓発・情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上に寄与するため、消費者行政を推進している。

また、消費者教育に関する施策の総合的かつ、計画的な推進を図るため、令和元年度に消費者教育推進地域協議会を設置し、令和2年2月に土浦市消費者教育推進計画を公表した。

ア 概要

所在地 土浦市中央二丁目16番4号（亀城プラザ内）
 設立 昭和50年4月1日（現在地開設：昭和58年7月1日）

イ 業務内容

- ① 消費生活の啓発に関すること
- ② 消費者団体の指導及び育成に関すること
- ③ 消費生活の苦情相談処理に関すること
- ④ 消費生活の安定に関すること

ウ 消費者啓発事業（令和4年度実績）

- ① 消費生活展2022
 土浦市環境展と合同開催した。
 期 日 令和4年10月15日（土）
 テー マ 「考えよう！大人になるとできること、気を付けること」
 会 場 土浦市霞ヶ浦文化体育会館
 来 場 者 約2,500人
- ② 暮らしのセミナー
 講座内容 講座2回、実習1回、移動学習1回 計4回 参加者60名
- ③ 出前講座
 講座内容 消費生活講座「知っ得と安心なるほど講座」
 開催数 年7回（高齢者クラブ、地元大学などの依頼で開催） 参加者数 506名
- ④ 消費者月間啓発活動
 毎年5月を消費者月間、5月30日を消費者の日と定め、消費者月間テーマの浸透と消費者意識の高揚を図った。
- ⑤ 消費者問題啓発チラシの配布
 市民の日常生活にかかわりの深い情報を提供するとともに、消費者トラブルの未然防止及び市民生活の向上を図った。
- ⑥ 若者の啓発
 成人を迎えた方々に消費者トラブル防止の啓発チラシを送付し、また中学2年生を対象に消費者教育用リーフレットを配布し、被害の未然防止を図った。
- ⑦ 地元大学学園祭開催時啓発活動の実施
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ⑧ 情報の提供
 広報「つちうら」、市ホームページ、情報紙等への掲載、各種資料の貸出し配付

エ 消費生活安定事業

- ① 消費生活モニター
 委嘱人員 13人（任期1年）
 役 割 広く消費者問題について意見を述べ、消費者行政に反映させ生活向上を図る。
 年6回のモニター通信・研修会・消費生活展等への参加

- ② 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に係る立入調査事業
(平成15年4月1日：県から権限委譲)
- ③ 電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る立入調査事業 (平成24年4月1日：県から権限委譲)
- ④ 関連機関との連携・連絡
- ⑤ 情報の収集

オ 消費者団体の指導・育成事業

- ① 土浦市消費生活連絡協議会 (略称土消連) 加盟 3団体 会員約760人
実施事業 霞ヶ浦水質浄化運動、消費生活展共催
- ② 土浦暮らしの会 会員 10人 実施事業…霞ヶ浦水質浄化運動、ゴミ・環境問題研究、消費生活展出展

カ 相談業務

- ① 業務内容
消費生活相談員3名が消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあっせんを行っている。
- ② 消費生活相談の状況 (過去10年推移)

年度	区別	問い合わせ	苦情相談	合計
平成	25	99	1,045	1,144
	26	100	1,116	1,216
	27	125	1,146	1,271
	28	125	988	1,113
	29	148	925	1,073
	30	160	1,392	1,552
令和	元	189	1,102	1,291
	2	151	1,095	1,246
	3	128	915	1,043
	4	155	981	1,136

- ③ 令和4年度苦情相談内訳 (981件中)

契約当事者年代・男女数		
年代	男性	女性
20歳未満	13	7
20歳代	33	48
30歳代	41	40
40歳代	55	57
50歳代	58	89
60歳代	79	88
70歳代以上	136	127
不明・団体	110	
合計	981	

販売購入形態	件数
店舗購入	262
訪問販売	67
通信販売	379
マルチ・マルチまがい	6
電話勧誘販売	41
ネガティブオプション	2
訪問購入	17
その他無店舗	0
不明・無関係	207
合計	981

位	商品・役務別 (商品名)	件数
1	商品一般	118
2	フリーローン・サラ金	44
3	基礎化粧品	38
4	不動産賃貸	35
5	工事・建築	26

5 交通安全

交通安全の推進を図るため、関係機関と一体となり、各般にわたる交通安全対策を実施した。しかしながら、交通事故はあとをたたないのが現状であり、なお一層の交通安全対策が必要である。事故防止の原点は、市民一人ひとりが交通ルールを守ることである。交通マナーを高めるため、安全教育の充実等交通安全対策を推進する。

(1) 交通事故

事故発生状況 (土浦市内)

年 別 区 分	発生件数	死者数	負傷者数
平成 30年	605	10	595
令和 元年	491	2	615
〃 2年	425	7	515
〃 3年	368	2	464
〃 4年	445	3	550

(2) 交通安全教育の開催状況

対 象	保育所	幼稚園	小学校	中学校	地 域	高齢者	合 計
開 催 回 数	3回	1回	7回	1回	1回	0回	13回
受 講 者 数	130名	122名	784名	163名	20名	0名	1,219名

(3) 自転車等の駐輪対策

駅周辺の違法駐輪対策として、自転車駐車場の整備や立哨指導等を実施している。

市営自転車駐車場と収容台数

令和5年4月1日現在 (台)

名 称	自 転 車		原 付	
	定 期	一 時	定 期	一 時
土浦駅東口第1自転車駐車場	234	0	0	0
土浦駅東口第2 〃	156	50	0	28
土浦駅東口第3 〃	0	0	100	0
土浦駅東口第4 〃	132	0	0	0
計 (土浦駅東口)	522	50	100	28
土浦駅西口第1自転車駐車場	76	31	65	20
土浦駅西口第2 〃	155	0	0	0
土浦駅西口地下 〃	1,068	200	0	0
計 (土浦駅西口)	1,299	231	65	20
神立駅西口自転車駐車場	512	64	15	5
有料自転車駐車場合計	2,678		233	
荒川沖東口第2自転車駐車場	500	※荒川沖の自転車駐車場は臨時駐車場の ため無料開放しています。		
荒川沖合計	500			
総 計	3,178		233	

(4) 安全施設の現況

令和5年4月1日現在

種 別	設 置 数
カーブミラー	3,599基
スクールゾーン電柱標識	877基
赤色回転灯	63基

(5) 県民交通災害共済

交通事故による災害を受けた場合の救済制度

ア) 会費 年間900円(一般) 500円(中学生以下)

イ) 共済期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間(途中加入者は、その翌日から3月31日まで。)

加入状況(令和4年度) 一 般 1,424人

中学生以下 291人

計 1,715人

見舞金支給状況(令和4年度)

等級	災 害 区 分	見 舞 金	給付者数(延べ)	支 給 額
1	死 亡	100万円	—	—
2	治療実日数181日以上 の障害	30万円	—	—
3	” 151日以上 の障害	25万円	1	25万円
4	” 121日以上 の障害	20万円	—	—
5	” 91日以上 の障害	15万円	3	45万円
6	” 61日以上 の障害	10万円	3	30万円
7	” 41日以上 の障害	8万円	1	8万円
8	” 21日以上 の障害	6万円	4	24万円
9	” 8日以上 の障害	3万円	7	21万円
10	” 3日以上 の障害	2万円	2	4万円
身障	身体障害者(1級・2級 該当)	50万円	—	—
計			21	157万円

6 環境保全

(1) 本市における環境の現況

近年、二酸化炭素等による温暖化現象、フロンによるオゾン層破壊や熱帯林の減少等の地球規模の環境問題や、生活排水による湖沼・河川の汚濁や自動車公害等の都市生活型公害が注目され、その対応が求められている。

本市においては、河川及び霞ヶ浦の水質汚濁が問題となっており、その浄化が大きな課題である。

工場・事業場を発生源とする公害等の事案は減少しているが、日常的な公害等の苦情は屋外燃焼行為による煙、建設工事等による騒音、スナックなど夜間営業による深夜騒音、日常生活に起因する騒音など多様化している。

このような地球規模から日常生活レベルにいたる多岐にわたる環境問題に対応するため、環境基本条例や環境基本計画に基づき、土浦市環境基本計画推進協議会の活動により、市民・事業者・市が協働して取り組むとともに、工場・事業所における法規制の遵守や監視体制の整備等の公害等防止対策を推進し、快適な生活環境づくりに取り組んでいる。

(2) 種類別公害等苦情件数

年 度 \ 種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成23年度	4	11	0	32	4	0	52	5	108
平成24年度	6	12	4	23	4	0	42	3	94
平成25年度	4	16	0	33	1	0	66	2	122
平成26年度	9	20	0	34	3	0	69	4	139
平成27年度	5	19	0	33	5	0	82	5	149
平成28年度	9	11	4	44	2	0	76	13	159
平成29年度	4	11	1	39	3	0	49	15	122
平成30年度	3	17	0	32	0	2	66	10	130
令和元年度	2	7	1	20	2	0	43	8	83
令和2年度	1	6	1	22	3	0	28	4	65
令和3年度	0	8	0	24	4	0	37	7	80
令和4年度	3	1	0	38	10	0	33	8	93

(3) 令和4年度月別公害等苦情件数

種 類 \ 月	R4 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5 1	2	3	計
大気汚染	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	0	4	2	0	4	4	3	4	3	4	4	6	38
振動	1	0	1	0	0	2	0	1	0	4	1	0	10
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	3	2	5	0	5	4	3	2	5	2	2	0	33
その他	1	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	8
計	5	8	8	2	9	12	7	8	8	12	7	7	93

(4) 公害関係法令等に基づく届出状況

現行の各種公害関係法令及び県条例等に基づく公害の規制は、工場・事業場のばい煙、汚水、騒音等を発生する施設を「特定施設」と定め、これらの特定施設を有する事業場を規制対象事業場としている。

特定施設（指定施設）を設置している工場数・事業場数

法・条例		工場・事業場数	施設数
水質汚濁防止法	特定施設	359	1,573
	有害物質貯蔵指定施設	8	15
湖沼水質保全特別措置法	みなし指定地域特定施設	33	38
	指定施設	6	6
大気汚染防止法		116	362
ダイオキシン類対策特別措置法		14	15
騒音規制法		273	2,829
振動規制法		104	857
茨城県生活環境の保全等に関する条例	特定施設	448	798
茨城県霞ヶ浦水質保全条例	指定施設	232	248
土浦市公害防止条例		29	71
計（延べ）		1,622	6,812

(5) 公害防止施設資金利子補給制度及び公害防止施設資金保証料補助要綱

市内の中小企業者が公害防止を円滑に進めるため、公害防止事業における茨城県環境保全施設資金融資制度の活用を推進している。特に昭和49年度から当資金の利用者に対し、利子負担の軽減を図ることを目的とした、「土浦市公害防止施設資金利子補給制度」を設け、金融機関に支払った利子を補給し、市内の中小企業が積極的に公害防止に取り組めるよう助成を行っている。

さらに、茨城県環境保全施設資金融資制度により融資を受ける際、融資条件が茨城県信用保証協会の保証付きとなって融資を受ける中小企業者に対し「土浦市公害防止融資資金保証料補助要綱」を設けて保証料の補助を行っている。

茨城県環境保全施設資金融資制度概要

融資限度額

- 環境保全施設
- (1) 融資対象となる事業費の80%以内
 - (2) 一つの貸付事業につき2,500万円を限度

※ただし、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認める場合5,000万円

融資利率

融資期間	利率（カッコ内は保証付きの場合）
5年超～7年以内	2.0 (1.5) %
3年超～5年以内	1.9 (1.4) %
3年以内	1.8 (1.3) %

- 償還方法 元金均等償還（1年以内の据置可）
- 利子補給 市で3分の2以内を補給（土浦市公害防止施設資金利子補給制度）
- 保証料補助 市で茨城県信用保証協会保証料を補助
（土浦市公害防止施設資金保証料補助要綱）

（6）市役所における環境マネジメントシステム活動について

土浦市役所環境保全率先実行計画は、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的としている。本市においては、平成13年度に第一期計画を策定し、平成29年度から第四期計画期間となった。第四期計画では、温室効果ガスの削減目標を設定し、本市独自の環境マネジメントシステムに基づき、進捗管理を行いながら、組織全体で一丸となって取り組んでいる。

ア 概要

1) 計画期間

平成29年度（2017年度）から令和12年度（2030年度）

前期：平成29年度（2017年度）～令和2年度（2020年度）の4年間

中期：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

後期：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）の5年間

2) 対象範囲

- ・組織：市が行う事務事業全般（原則）

- ・施設：市の全ての施設

（庁舎、支所・出張所、公民館、学校、指定管理者制度を導入した施設など）

3) 対象ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類のガス

- ①二酸化炭素（CO₂） ②メタン（CH₄） ③一酸化炭素（N₂O） ④ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ⑤パーフルオロカーボン（PFC） ⑥六ふっ化硫黄（SF₆）
- ⑦三ふっ化窒素（NF₃） ※⑤～⑦は土浦市対象外ガス

イ 温室効果ガス削減目標

目 標

中期目標：令和7年度（2025年度）までに、
平成25年度（2013年度）から**36%以上削減**
全体目標：令和12年度（2030年度）までに、
平成25年度（2013年度）から**40%以上削減**

(7) 土浦エコパートナー事業について

市と事業者とが緊密なパートナーシップを形成して地球温暖化問題、エネルギー問題及びごみ問題に取り組むことにより、次世代の子どもたちにより良い環境を引き継ぐことを目的として、協調して脱炭素社会づくり及び循環型社会づくりを行うため、率先して取り組む事業者と「土浦エコパートナー協定」を締結した。

ア 事業者の役割

- ・事業者は、毎年環境活動計画及びその実績を市へ報告する。
- ・市の実施する環境イベント等への協力。

イ 市の役割

- ・エコパートナー協定締結事業者を市民へ周知。
- ・各事業者の環境活動への取組状況を市民へ周知。
- ・グリーンカーテンの依頼。

ウ エコパートナー協定締結事業者

- ・38事業者

(8) エコドライブ普及啓発について

地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因となる自動車の排出ガスを減らすことを目的に、市民及び職員のエコドライブを促進するため、平成23年度にエコドライブシミュレーターを導入した。イベント等でのエコドライブ体験講習や職員のエコドライブ研修等で活用している。

ア エコドライブ宣言の状況（令和4年度）

- ・個人 239人 累計 2,205人



(9) 除染対策等について

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出されたことで、本市を含む広範な地域住民の生活や環境などに多大な影響を与えました。

このような状況の中、国は、放射能汚染に対する新たな法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を定めたことから、本市においても、法定計画である「土浦市除染実施計画」を平成24年4月に策定し、子どもの生活空間を優先して除染を進めてきました。

その結果、平成26年3月末で土浦市除染実施計画に基づく施設の除染（小中学校、幼稚園、保育所、児童館、公園等）は完了し、現在の空間放射線量率は除染基準値を下回っています。

また、平成28年11月には除染措置完了市町村となりましたが、今後も公共施設の空間放射線量率の測定を継続し、より安心・安全な暮らしの実現に向けて対策を推進します。

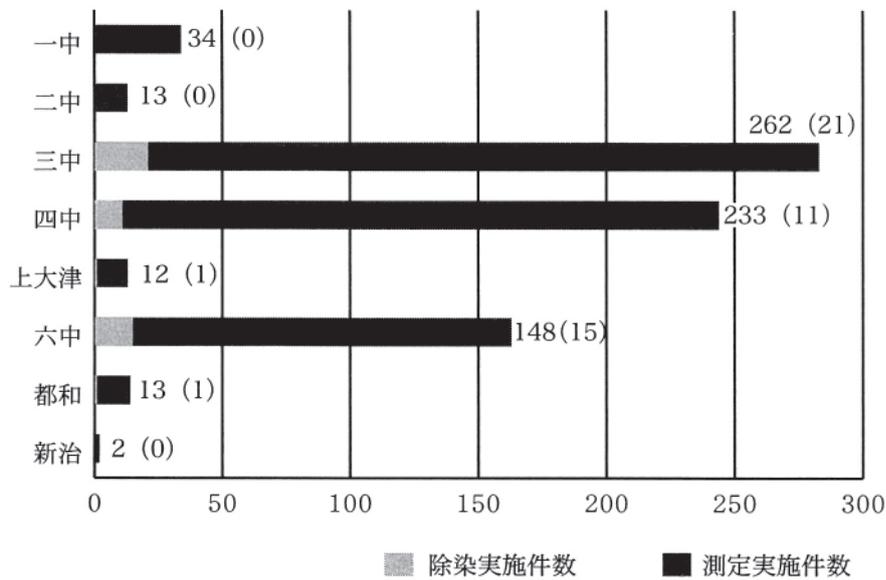
・子どもの施設の除染対策（令和5年4月1日現在）

	施設数*	除染実施施設数	測定のみ実施施設数
小中学校	28	22	6
幼稚園	5	4	1
保育所・児童館	14	7	7
公園	263	27	236

放射線対策総括報告書より

※福島第一原子力発電所の事故時の除染対象施設数

・一般住宅の放射線量率測定及び除染実施件数（令和5年4月1日現在）



7 霞ヶ浦対策

(1) 霞ヶ浦の概要

茨城県東南部に位置する霞ヶ浦は、霞ヶ浦（西浦）、北浦及び常陸利根川の3水域からなり、我が国では2番目に大きな湖である。いわゆる海跡湖で、海拔が低く、水深が浅いのに加えて、流域面積が湖面の約10倍と広いため汚れやすい性格を持っている。

霞ヶ浦流域は、肥沃な平坦地と豊かな水源に恵まれ、農業・畜産業が盛んであり、また、首都圏に近く約94万人の人々が暮らす、今後も都市化が進む地域である。

区分	項目	単位	霞ヶ浦	琵琶湖	諏訪湖
流域	流域面積	km ²	2,157（茨城県総面積の約1/3）	3,174	531
	流域の市町村	-	24市町村（茨城県22 千葉県1 栃木県1）	17市町村	7市町村
	湖沿岸の市町村	-	13市町村（茨城県12 千葉県1）	10市町村	3市町村
湖	成因	-	海跡湖	断層湖	断層湖
	最大水深	m	7（西浦）	103.6	7.2
	平均水深	m	4	41.2	4.7
	湖面積	km ²	220.0	669.3	13.3
	湖岸線	km	252（JR水戸駅から仙台までとほぼ同じ）	235.2	15.9
	湖容積	億m ³	8.5（東京ドームの685杯分）	約275	約0.6

注) 数値は令和5年度 出典「清らかな水のために」霞ヶ浦問題協議会

〈流域の主な産業〉

工業	工場数	4,400事業場
農業	米作付面積	413km ²
	畑地面積	290km ²
畜産業	豚飼養頭数	220,000頭
	牛飼養頭数	20,000頭
水産業	コイ養殖生産量	970トン

注) 数値は令和5年度
出典「清らかな水のために」霞ヶ浦問題協議会

〈流域の土地利用〉

水田	19.1%
畑	13.4%
森林	18.0%
市街地	16.2%
湖面	10.2%
その他	23.1%

注) 数値は令和5年度
出典「清らかな水のために」霞ヶ浦問題協議会

(2) 霞ヶ浦の水質変化

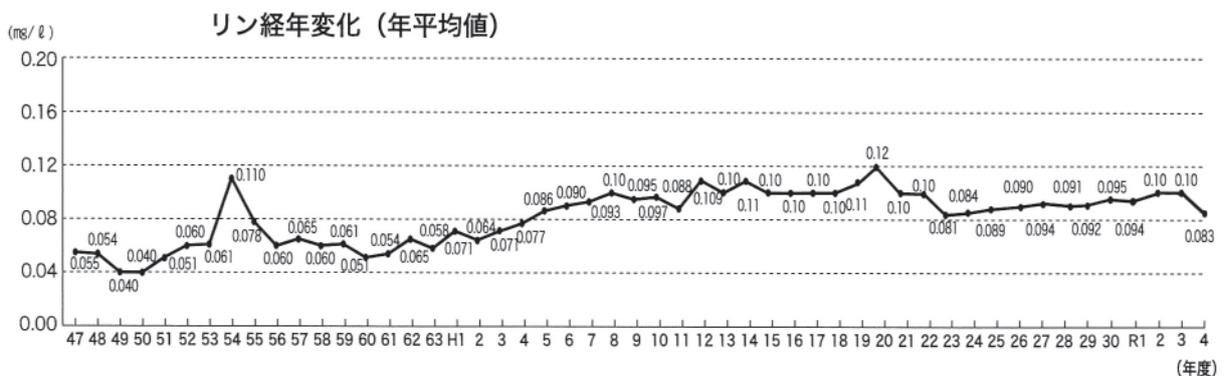
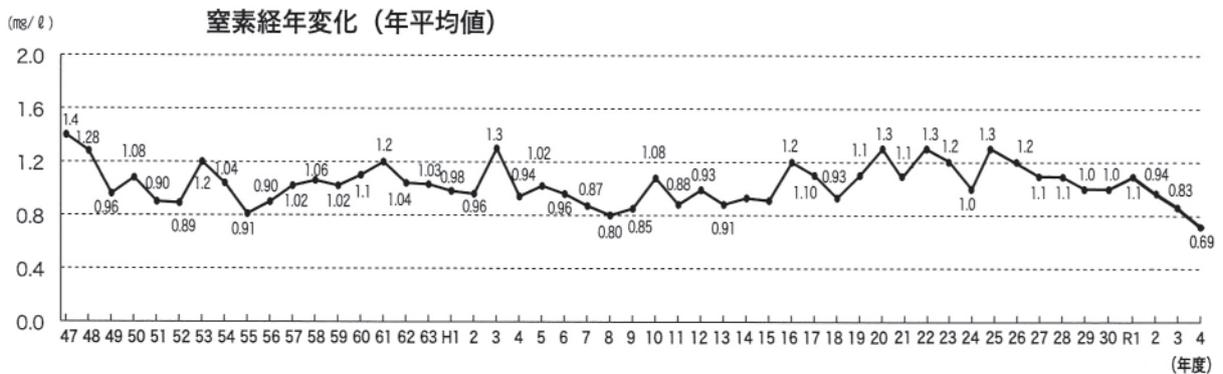
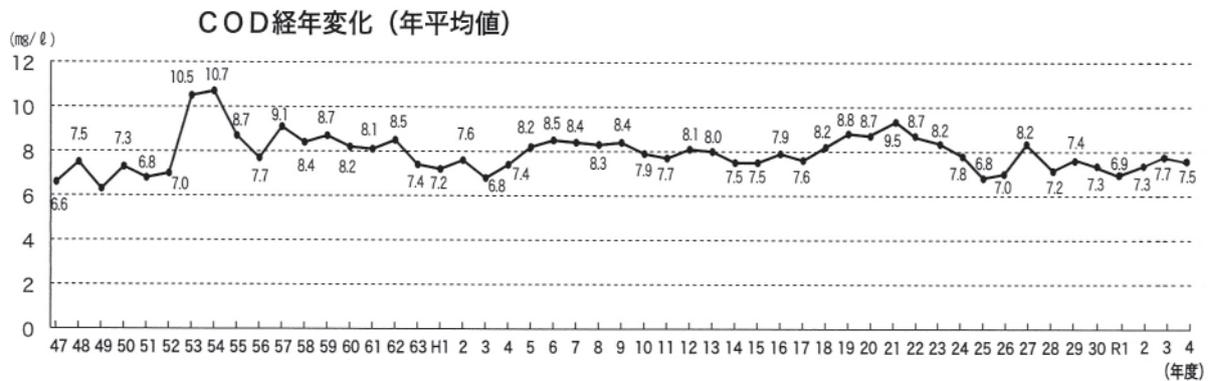
富栄養化しやすい性格の霞ヶ浦に対して、高度経済成長期における流域の人口増加と社会・経済活動は、種々の汚濁負荷を加えてきた。その結果として、昭和45年頃から湖の水質は急激に悪化してきた。

霞ヶ浦の環境基準は、昭和47年に「湖沼A類型（COD、3mg/L以下）」また、昭和61年に「湖沼Ⅲ類型（全窒素0.4mg/L以下、全リン0.03mg/L以下）」に指定されたが、現在の水質は環境基準を大きく上まわっている。

CODは、昭和54年度あたりにピークをむかえ、その後減少の傾向にあったが、種々の浄化対策にもかかわらず、8mg/L前後の高い数値で推移している。

近年では、平成21年度をピークに4年連続で改善傾向を示していたが、平成25年度より上昇傾向を示している。全窒素は、長期的には概ね横ばいで推移しているが、平成19年度以降やや高い値である。全リンは、長期的に増加傾向であったが、平成20年度をピークに依然として高い濃度である。

〈霞ヶ浦の水質〉

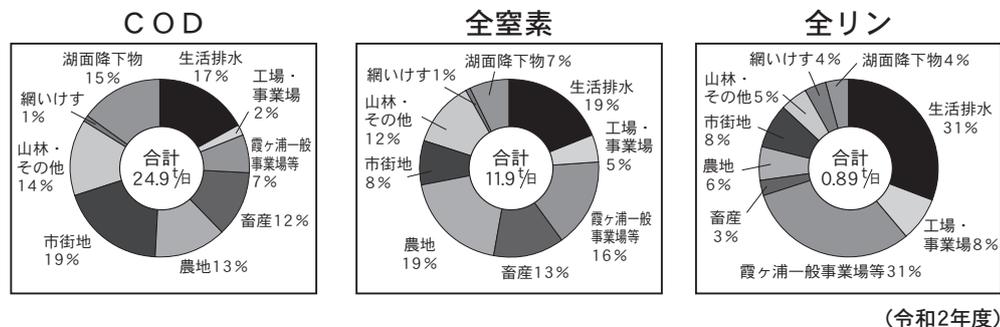


注) 数値は、霞ヶ浦（西浦）、北浦、常陸利根川における環境基準点（8地点）の平均値である。

〈霞ヶ浦の汚濁要因〉

霞ヶ浦の汚濁の要因は、生活排水・畜産排水・工場・事業場の排水のほか、いわゆる面源負荷といいい発生源が広く面として広がっているもので、降雨や農地・山地・市街地から流出するものがある。その他湖底に堆積している底泥からの溶出も相当大きいといわれている。

そのなかでも、台所・風呂・洗濯などの生活排水が霞ヶ浦流入負荷量の約3割を占めており、生活排水の浄化対策が重要課題となっている。



(3) 霞ヶ浦水質保全条例について

霞ヶ浦は、流域における人口の増加や社会経済活動の進展などに伴い、富栄養化による水質汚濁が進行してきた。特に昭和53年度から54年度にかけては著しい水質汚濁により、極めて憂慮すべき状況になった。

このため、県は、昭和56年12月に「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を制定し、昭和57年9月に施行した。この条例により、りんを含む家庭用合成洗剤の使用等の禁止や、工場・事業場に対して主に窒素・りんの規制を行ってきたが、平成19年3月に「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」として全面的に改正した。(平成19年10月1日施行) さらに、平成31年3月に工場・事業に対する排水規制の強化を図るための、条例の一部を改正した。(令和3年4月施行)

この条例は、これまでの窒素・りん規制に加え、小規模事業所に対する排水規制の強化や、生活、農業、畜産業及び養殖漁業における負荷削減対策などを規定し、流域の全ての人々が生活と生産のあらゆる面で水質保全に取り組むことを目指している。

(4) 水質浄化対策

- ア 生活系排水対策
 - 下水道の整備、農業集落排水施設の整備、高度処理型浄化槽の普及、生活排水路の直接浄化
- イ 工場・事業場排水対策
 - 工場・事業場に対する監視・指導の強化
- ウ 農業排水対策
 - 適正施肥の指導
- エ 畜産排水対策
 - 適正な飼養規模と畜舎管理の指導
- オ 浄化啓発
 - 水質浄化キャンペーンやイベント等への参加
- カ 環境学習
 - 小中学生や高校生を対象とした水環境学習プログラムの実施
- キ その他
 - 国、県、市町村、流域住民が一体となった浄化啓発事業を展開するとともに、国や県においても水質浄化に向けた様々な取組みが行われている。

〈市内公共用水域 水質調査結果 経年変化（年間平均値）〉

（単位：pHを除きmg/L）

河川等名	採水場所	年度	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
霞ヶ浦	県水道事務所地先 （大岩田町沿岸）	H30	8.2	9.1	2.4	7.5	19.0	1.2	0.11
		R1	8.0	8.7	2.4	7.0	21.0	1.4	0.12
		2	8.2	9.1	3.4	8.0	22.3	1.3	0.12
		3	8.2	8.6	2.5	7.5	24.2	1.3	0.12
		4	8.4	8.4	4.3	8.9	23.2	1.1	0.12
霞ヶ浦	土浦新港地先 （川口二丁目地先）	H30	7.8	9.4	3.3	8.1	15.1	2.4	0.13
		R1	7.5	8.4	3.2	8.0	20.5	3.0	0.17
		2	7.9	11.2	4.7	8.4	16.5	2.4	0.14
		3	8.0	11.0	3.3	8.2	16.2	2.6	0.14
		4	7.7	9.1	3.4	8.2	15.7	2.5	0.15
霞ヶ浦	沖宿漁港地先 （沖宿町地先）	H30	8.2	8.8	3.6	8.4	25.8	1.2	0.15
		R1	8.3	9.4	2.4	7.8	30.0	1.2	0.13
		2	8.4	10.6	3.0	8.3	28.0	1.0	0.14
		3	8.4	9.7	2.7	7.8	23.5	1.1	0.12
		4	8.5	8.3	2.4	7.9	21.3	0.8	0.10
乙戸川	桐の木橋下 （沖新田）	H30	7.3	9.4	2.2	6.1	11.9	1.9	0.11
		R1	7.2	8.5	2.1	5.8	12.2	2.1	0.09
		2	7.2	9.0	2.6	5.9	12.5	2.4	0.12
		3	7.3	10.3	1.6	5.3	13.7	2.1	0.09
		4	7.3	8.5	2.1	5.7	11.2	1.9	0.10
花室川	小岩田橋下 （小岩田東二丁目）	H30	7.5	6.5	2.7	5.6	8.9	2.6	0.17
		R1	7.6	8.2	1.7	4.6	8.7	2.1	0.11
		2	7.6	6.8	3.4	5.0	7.6	3.3	0.11
		3	7.7	7.8	1.3	4.2	6.4	2.0	0.09
		4	7.6	6.0	2.1	5.0	8.0	2.1	0.11
上備前川	旧衛生センター前 （上高津）	H30	7.4	6.6	1.7	6.6	19.1	2.0	0.21
		R1	7.4	6.7	1.5	6.8	24.2	1.6	0.19
		2	7.4	6.8	1.8	6.0	20.8	1.8	0.19
		3	7.4	6.7	1.4	6.0	21.2	2.5	0.15
		4	7.4	4.0	1.8	6.4	23.7	1.6	0.18
備前川	小松橋下 （小松一丁目）	H30	7.9	7.9	3.4	7.5	19.2	1.5	0.14
		R1	7.5	6.2	2.9	7.4	17.6	1.8	0.16
		2	7.8	7.7	3.4	6.4	14.8	1.9	0.13
		3	7.8	5.7	2.6	6.4	13.5	1.7	0.12
		4	8.1	8.1	5.3	8.2	18.5	1.7	0.16
桜川	水郷橋下 （蓮河原新町）	H30	7.8	8.5	2.3	6.4	16.6	1.6	0.10
		R1	7.7	8.9	2.8	6.7	21.0	1.9	0.13
		2	7.6	9.5	1.3	4.3	10.0	1.6	0.08
		3	7.7	7.9	1.5	4.7	9.3	1.6	0.07
		4	7.6	7.6	1.4	4.9	11.7	1.3	0.08
新川	天王橋下 （川口二丁目）	H30	7.3	7.6	3.2	7.7	10.7	3.1	0.15
		R1	7.3	6.9	3.4	8.0	12.4	3.9	0.18
		2	7.3	6.3	2.9	7.3	11.3	3.6	0.18
		3	7.4	7.4	2.6	7.1	8.3	3.9	0.15
		4	7.2	7.5	4.4	9.5	9.4	4.3	0.23
境川	境橋下 （木田余1719-1地先）	H30	8.1	10.4	2.0	7.0	23.6	3.3	0.26
		R1	8.0	9.6	2.2	8.2	43.8	3.3	0.29
		2	8.0	10.4	2.1	11.2	67.2	3.4	0.31
		3	8.1	10.3	2.0	7.5	25.8	3.3	0.22
		4	8.4	9.9	1.4	6.0	17.7	2.6	0.16
一の瀬川	一の瀬5号橋下 （菅谷町）	H30	7.3	9.1	1.3	4.9	11.0	2.5	0.16
		R1	7.3	9.3	1.6	5.2	10.0	2.8	0.11
		2	7.5	10.5	1.7	5.2	12.7	2.8	0.22
		3	7.4	9.3	1.5	5.7	15.6	2.8	0.16
		4	7.4	8.5	1.6	5.6	20.0	2.3	0.22
天ノ川	桜橋下 （栗野町）	H30	7.5	9.1	1.0	4.8	10.3	2.6	0.10
		R1	7.6	9.1	1.0	4.9	10.8	2.6	0.11
		2	7.7	9.6	1.1	4.8	18.5	3.3	0.19
		3	7.7	9.4	1.9	4.9	16.1	3.0	0.13
		4	7.6	8.5	0.8	4.6	11.4	2.2	0.10

8 環境衛生

(1) ごみ処理事業

ア ごみ収集

家庭系ごみについては、収集後清掃センターへ搬入され、焼却処理、破碎処理等の中間処理を施し、資源物、焼却灰、破碎不燃物に分けられている。焼却灰、破碎不燃物については、平成12年2月に完成した管理型最終処分場において埋立処分されており、令和4年度から焼却灰の一部を民間施設に搬入し、リサイクルしている。清掃センター、管理型最終処分場については、周辺環境に配慮した施設運営を図っている。

事業系のごみは、一般廃棄物については清掃センターへ、産業廃棄物については民間施設へそれぞれ自己もしくは許可業者による搬入を行うよう定めている。

また清掃センターと連携し、町内清掃、ボランティア清掃など環境美化活動への支援を行っている。

土浦市のごみ排出状況

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ排出量	全体 (t)		54,028	50,722	49,762	49,017	49,029
	家庭系ごみ		36,470	34,145	34,556	33,696	33,223
	事業系ごみ		17,558	16,577	15,206	15,321	15,806
資源化量	年間 (t)		11,803	11,096	10,631	10,332	10,019
	リサイクル率 (%)		21.9	21.9	21.4	21.1	20.4
焼却量	年間 (t)		42,038	38,343	38,798	38,337	38,992
最終処分量	年間 (t)		6,494	6,369	6,290	5,968	6,072

イ ごみ処理手数料

・家庭系ごみ

燃やせるごみ、燃やせないごみについては、平成30年10月1日から家庭ごみ処理有料化を実施し、手数料を徴収している。また、資源になるものについては、引き続き無料処理を行っている。

ごみ処理有料化後の手数料額

ごみ袋の種類	大きさ		手数料の額
	燃やせるごみ	15 L	
30 L			20円
45 L			30円
燃やせないごみ	15 L		10円
	30 L		20円

・粗大ごみ

条例において定めている金額を手数料として徴収している。

・自己搬入

土浦市清掃センター

家庭系ごみ 10kgにつき130円

事業系ごみ 10kgにつき265円

ウ 施設

(ア) 清掃センター

所在地 土浦市中村西根1811番地 1
敷地面積 約29,959.93m²
建築面積 5,350m²
延床面積 10,634m²

(a) ごみ焼却処理棟

建築面積 2,700m²
延床面積 6,542m²
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上5階・地下1階
焼却方式 全連続焼却式焼却炉
焼却能力 210t/日 (70t/日×3炉)

(b) 粗大ごみ処理施設

建築面積 1,500m²
延床面積 2,384m²
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階
焼却方式 回転式破砕機、剪断式破砕機
焼却能力 70t/5h

(c) 管理棟

建築面積 400m²
延床面積 760m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(d) 排ガス処理棟

建築面積 750m²
延床面積 948m²
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階
処理方法 減温機・バグフィルター3基

(イ) 一般廃棄物最終処分場

所在地 土浦市白鳥町924番地 4
敷地面積 124,809.65m²

(a) 埋立地

埋立面積 30,200m²
埋立容量 229,000m³
埋立方法 サンドイッチ+セル工法

(b) 浸出水処理施設 (管理棟含む)

処理能力 340m³/日
構造 鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階
処理方式 生物処理+凝集沈殿物処理
+砂ろ過+活性炭吸着処理
計量器 1基 (最大計量20t)

(2) ごみ減量化事業

ア 町内分別収集事業

町内分別収集事業は、ごみの減量化と資源物の有効利用を図るため、平成2年7月に10町内をモデル地区として開始し、その後、年次的に実施町内を拡大して、平成5年度からは全町内実施となり現在にいたっている。

収集品目も、開始当初の2種5分類から逐次拡大を図り、現在はビン、缶、古布、乾電池、紙類、ペットボトルの6種11分類の収集を行っている。

また、収集回数は、当初の月1回から現在は月2回へと拡大し、市民の利便を図っている。

なお、本市においては、市民の資源物の分別意識の高揚を図るため、各町内会へ、ビン、缶、古布の収集量に応じた還元金を交付している。

町内分別収集量の推移

(単位：kg)

区分 年度	ビン				缶	古布	乾電池	紙類			ペット ボトル (拠点含む)	合計
	白	茶	緑	その他				新聞	ざつ紙	ダンボール		
平成30年度	259,570	204,210	92,120	32,450	272,720	153,934	30,746	180,930	294,290	300,070	260,550	2,081,590
令和元年度	256,080	205,490	91,170	34,820	275,560	182,866	30,547	153,410	337,840	308,860	276,480	2,153,115
令和2年度	287,722	223,292	99,560	41,396	316,130	235,042	36,618	233,930	458,440	465,730	308,110	2,705,970
令和3年度	262,726	206,138	104,051	35,078	303,840	242,797	34,308	245,410	418,260	477,120	326,110	2,655,838
令和4年度	235,584	187,646	95,367	34,261	288,590	222,159	32,571	235,410	415,700	477,230	332,300	2,556,818

※令和元年度まで土浦地区のみ

イ 生ごみ処理容器購入費補助事業

増加し続けるごみの減量化及び再資源化が社会問題となってきた現在の、家庭等から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と再利用を図ることを目的として、平成4年度からコンポスト容器の購入者に対し、1世帯当たり4,000円/基×2基を限度として補助金を交付している。

さらに、平成10年度からは、かねてより要望が多かった電気式生ごみ処理機の購入者に対する補助を20,000円を限度として行い、一層のごみの減量化と再利用を図っている。

なお、令和3年度からは、より多くの申請者に対して補助を行うため、コンポスト容器・EMぼかし器は1基あたり購入価格(税抜)の半額(上限4,000円)×2基、電気式生ごみ処理機は1基あたり購入価格(税抜)の半額(上限20,000円)を限度額としている。

生ごみ処理容器補助等の推移

(単位：世帯、基、円)

区分 年度	コンポスト容器			EMぼかし容器			電気式生ごみ処理機		
	世帯	基数	補助金	世帯	基数	補助金	世帯	基数	補助金
平成30年度	20	28	102,166	7	7	26,953	47	47	913,992
令和元年度	39	57	221,097	11	19	57,999	39	39	731,132
令和2年度	30	46	173,049	12	17	55,675	75	75	1,430,760
令和3年度	36	48	122,091	12	19	28,324	73	73	982,981
令和4年度	41	58	160,605	10	15	21,415	72	72	1,085,396

ウ 子ども会廃品回収事業

子ども達の社会に奉仕する心と物を大切にすることを養うとともに、更なるごみの減量化とリサイクルの推進を図ることを目的として、年度間に2回以上の廃品回収を実施した子ども会に対し、均等割10,000円に回収量1kg当り5円を加えた奨励金を交付して、これを積極的に支援・奨励している。社会構造や流通の変化に伴い、子ども会による回収量は減少傾向にあるが、廃品回収により交付される奨励金は子ども会活動の貴重な財源として、子ども達の健全育成とごみの減量化・リサイクルに大きく貢献している。

廃品回収事業実績の推移

(単位：団体、kg、円)

区分 年度	実施 団体	廃品の種類				奨励金額
		紙類	布類	鉄類	ビン類	
平成30年度	137	2,101,414	77,233	3,942	5,748	12,304,000
令和元年度	132	1,866,291	79,340	4,191	3,668	11,080,700
令和2年度	95	982,560	23,620	1,107	1,766	5,990,600
令和3年度	107	1,002,230	30,530	1,144	867	6,239,700
令和4年度	107	1,016,610	26,370	2,199	738	6,294,800

エ 新治地区の資源回収（令和元年度まで）

新治地区のごみは、令和元年度まで回収していた資源物は、ビン（茶色・無色・その他の色）・カン・紙類（新聞・チラシ・段ボール・雑誌・紙パック・その他の紙）・古布・ペットボトル・プラスチック容器の6種13分類で、その他に、新治地方広域事務組合環境クリーンセンターにごみとして持ち込まれたものから、紙類・古布・金属類などを回収していた。令和2年4月1日から土浦地区と統一し資源物を処理している。

資源回収状況

(単位：kg)

区分 年度	可燃ゴミ 資源物	ビン類	紙類	古布	缶類		粗大ゴミ 資源物	ペット ボトル	プラス チック	溶融スラグ用 焼却残渣	合計
					鉄	アルミ					
平成30年度	10,850	53,080	88,350	11,050	23,884	13,140	40,796	15,250	4,830	66,385	328,615
令和元年度	8,370	49,290	91,170	10,320	24,883	14,640	42,812	17,210	7,450	44,535	310,680

オ 容器包装プラスチック収集事業

容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成13年11月から平成27年3月までモデル収集事業を行い、平成27年度から市内全域で容器包装プラスチックを分別収集している。

(単位：kg)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
容器包装プラスチック	975,960	1,104,190	1,191,640	1,184,340	1,133,340

※令和元年度まで土浦地区のみ

カ 生ごみ分別収集事業

土浦市バイオマスタウン構想の柱である生ごみの利活用策として、平成24年7月から平成27年3月までモデル収集事業を実施し、平成27年度から市内全域で生ごみを分別収集している。

(単位：kg)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生ごみ	4,850,860	4,943,890	4,768,800	4,626,400	4,318,960

キ 廃蛍光管拠点回収事業

廃蛍光管をリサイクルするため、平成21年10月から市内16個所の公共施設等において拠点回収を開始した。

平成30年度回収実績：5,630kg

令和元年度回収実績：6,330kg

令和2年度回収実績：6,730kg

令和3年度回収実績：5,830kg

令和4年度回収実績：6,090kg

(3) 環境美化運動

ア 清掃美化活動

各町内の住民による自主的な清掃活動に加え、快適で住み良い街づくりの気運の高まりとともに、より広域的視野のもと行政と住民が一体となって各種の美化活動を展開している。

以下、直近の実施記録

(ア) 関東地方環境美化運動の日

a 実施日 令和4年5月29日(日)

b 参加者 149町内、市職員等

c ごみ回収量 79,905kg

内訳	可燃ごみ	45,140kg
	不燃ごみ	2,520kg
	その他	32,245kg

(イ) 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦

a 夏期

(a) 実施日 令和4年7月31日(日)

(b) 参加者 流域40町内会、団体、企業、市職員等

(c) ごみ回収量 3,170kg

b 春期

(a) 実施日 令和5年3月5日(日)

(b) 参加者 流域41町内会、団体、企業、市職員等

(c) ごみ回収量 5,160kg

イ 下水溝側溝清掃

下水溝側溝の清掃は、生活雑排水の排出される町内道路側溝等を主とし、平成7年度から業者委託により実施している。

また、自主活動として、定期的に下水溝清掃を実施している町内については、汚泥回収用の土のう袋を配布すると共に、回収後の汚泥は市で収集している。

ウ 草 刈 り

(ア) 空き地の草刈り

土地は、本来所有者等が適正に管理すべきものであるが、遠隔地等の理由で適正な管理が困難な所有者等には、市が所有者等からの委託により空き地の草刈りを実施して、安全で清潔な市民生活の確保に努めている。なお、委託による草刈りの実施に際しては、所有者等から実費相当額を徴収している。

空き地草刈りの実施状況

(単位：件、m²)

区 分 年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
委託申請	40	12,202	58	16,644	45	13,145	36	9,732	41	10,989

(イ) 河川堤の草刈り

夏期の霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦に合わせ、河川環境の美化と清掃作業の容易性を確保するべく、県土浦土木事務所と区域を定めて桜川・新川の草刈りを実施している。

(4) さわやか環境推進員制度

本市においては、複雑多岐化するごみ問題をはじめとする地域の環境問題に対応するため、市民と行政が一体となった協力体制を確立する必要があることから、平成7年11月に「さわやか環境推進員制度」を発足させた。

さわやか環境推進員は、各町内から推薦を受けた市民の方を地域の環境に関するリーダーとして委嘱しており、現在、471名の方々が活動されている。

主な任務は、ごみの適正排出の指導、地域ぐるみの環境美化活動への協力、ごみ不法投棄箇所の市への通報などのほか、本市の特性である豊かな水を守るため、河川、湖沼などの水質汚濁の通報、公害発生のおそれのある場合の通報としている。

さわやか環境推進員へは、身分証明書と腕章を貸与するとともに、推進員活動への必要な情報の提供などを行い、円滑な活動ができるよう協力を行っている。

(5) し尿処理事業

ア し尿収集

し尿については、平成12年度より市内全域を全て委託収集とし、効率的な、し尿収集運搬に努めている。

収集方法は、毎月1回の定期収集とし、それ以外の汲み取りが必要な場合は随時申込み制度により実施し、その手数料については、一般家庭の普通便槽を対象とした定額制と、一般家庭の特殊便槽や事業所等を対象とした従量制の二区分料金制度となっている。

汲取手数料はし尿くみ取券で扱っており、市内20箇所の汲取券販売所を設けて市民の利便に努めている。

令和3年度から本市全域のし尿・浄化槽汚泥の処理が可能となる汚泥再生処理センターを供用開始した。

し尿等収集量の推移

土浦地区

(単位：t)

年度 \ 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し尿	2,578.72	2,393.45	2,130.61	1,778.59	1,707.85
浄化槽汚泥	5,934.80	6,121.86	6,444.45	5,523.45	5,957.06
合計	8,513.52	8,515.31	8,575.06	7,302.04	7,664.91

新治地区

(単位：t)

年度 \ 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し尿	321.81	304.98	296.83	286.43	251.79
浄化槽汚泥	477.50	577.91	537.78	444.41	501.58
合計	799.31	882.89	834.61	727.84	753.37

イ 施設

令和3年度から供用開始した汚泥再生センターは、し尿・浄化槽汚泥だけではなく、市内の一部の農業集落排水汚泥も含めて処理し、助燃剤へ再資源化することが可能な有機性廃棄物リサイクル推進施設である。

処理方式は、浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式を採用し、処理能力は33.8kl／日（し尿9.7kl／日、浄化槽汚泥24.1kl／日）となっている。

所在地	土浦市佐野子13番地		
敷地面積	9,000.91m ²		
建物	地階（ポンプ室・ブロワ室等）	構造	鉄筋コンクリート造
		延床面積	321.30m ²
	1階（受入室・水槽上部室等）	構造	鉄骨造
		延床面積	583.49m ²
	2階（機械室・中央監視室等）	構造	鉄骨造
		延床面積	505.73m ²
施設	処理能力	33.8kl／日	
	処理方法	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式	
		総合脱臭方式	

(6) 埋・火葬事業

ア 斎場

(ア) 概況

平成28年10月に供用を開始した新市営斎場は、式場棟の施設充実はもとより、公害防止設備を備えた火葬炉など、すべての利用者と環境に配慮した施設である。また、同年同月から指定管理者による運営を開始した。

(イ) 利用状況

a 火葬状況

(単位：件)

年 度	区 分	13歳以上	13歳未満	死 産	身体の一部	合 計
平成30年度	本市の住民	1,553	5	23	7	1,588
	本市以外の住民	107	0	7	1	115
	合 計	1,660	5	30	8	1,703
令和元年度	本市の住民	1,603	5	15	7	1,630
	本市以外の住民	111	0	3	5	119
	合 計	1,714	5	18	12	1,749
令和2年度	本市の住民	1,594	1	15	5	1,615
	本市以外の住民	106	1	0	14	121
	合 計	1,700	2	15	19	1,736
令和3年度	本市の住民	1,724	4	21	10	1,759
	本市以外の住民	92	0	0	13	105
	合 計	1,816	4	21	23	1,864
令和4年度	本市の住民	1,783	2	14	6	1,805
	本市以外の住民	123	0	2	14	139
	合 計	1,906	2	16	20	1,944

b 式場等使用状況

(単位：件)

年 度	区 分	式 場	待 合 室	霊 安 室	汚 物 炉	合 計
平成30年度	本市の住民	779	548	5	27	1,359
	本市以外の住民	0	22	0	63	85
	合 計	779	570	5	90	1,444
令和元年度	本市の住民	836	534	34	26	1,430
	本市以外の住民	4	22	0	13	39
	合 計	840	556	34	39	1,469
令和2年度	本市の住民	607	545	30	53	1,235
	本市以外の住民	1	13	1	20	35
	合 計	608	558	31	73	1,270
令和3年度	本市の住民	661	584	31	19	1,295
	本市以外の住民	3	18	8	49	78
	合 計	664	602	39	68	1,373
令和4年度	本市の住民	611	632	22	18	1,283
	本市以外の住民	2	18	0	11	31
	合 計	613	650	22	29	1,314

(ウ) 使用料

a 火葬場使用料

(単位：円)

区 分	種 別	単 位	使 用 料	
			本市の住民	本市以外の住民
遺体の火葬	13歳以上	1体	5,000	50,000
	13歳未満	1体	3,000	30,000
	死産児	1胎	2,000	20,000
	身体の一部	-	2,000	20,000
汚物の処理	出産に付随する汚物	1個	2,000	20,000

b 式場等使用料

(単位：円)

区 分		単 位	金 額	
			本市の住民が利用する場合	本市以外の住民が利用する場合
式場	通夜に使用する場合	1回につき	53,990	161,950
	告別式に使用する場合	1回につき	45,840	137,500
お清め室		1回につき	14,260	42,780
待合室		1室につき2時間	9,170	27,500
霊安室		1棺で24時間	2,040	6,120
会議室		4時間	4,080	12,230
待合ホール			無 料	

(エ) 施設 (平成28年10月3日供用開始)

名 称 土浦市営斎場

所 在 地 土浦市田中二丁目16番33号

敷地面積 13,195.09㎡

建築構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建て+塔屋

延床面積 4,100.92㎡

主要施設 火葬棟 火葬炉6基、汚物炉1基、お別れホール、お別れ室3室、霊安室

待合棟 待合ホール、待合室5室 (1室40席)

葬祭棟 式場2室 (1室120席)、お清め室2室 (1室72席)

遺族・僧侶控室2室、事務室、会議室

駐車場 普通車180台、身障者用4台、搬入用4台、マイクロバス8台

イ 霊園

(ア) 概要

市営墓地は、国分霊園、並木霊園、今泉第一霊園及び今泉第二霊園の4霊園で、5,727区画の墓地を市民に供与し、市民の利便を図っている。

(イ) 施設

a 国分霊園

所在地	土浦市国分町6番
面積	15,162㎡
区画数	2,039区画
区画面積	3.3㎡、4.0㎡、その他
永代使用料	116,000円/㎡
管理料	1,000円/年

b 並木霊園

所在地	土浦市並木二丁目13番
面積	1,984㎡
区画数	345区画
区画面積	4.0㎡
永代使用料	116,000円/㎡
管理料	1,885円/年

c 今泉第一霊園

所在地	土浦市今泉1180番地1
面積	13,360㎡
区画数	1,761区画
区画面積	3.3㎡
永代使用料	93,000円/㎡
管理料	2,135円/年

d 今泉第二霊園

所在地	土浦市今泉1186番地
面積	39,207㎡
区画数	4,100区画 (Aブロック 946区画、Eブロック 636区画) (供用開始区画：1,582区画)
区画面積	3.3㎡、4.5㎡、6.0㎡
永代使用料	116,000円/㎡
管理料	2,640円/年

(7) スズメバチ駆除

平成15年度から住宅又は公共の場所の付近に営巣した、市民に危険を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除している。

区 分 \ 年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
駆 除	285	429	358	491	438
調 査	115	149	126	197	175
合 計	400	578	484	688	613

※調査は駆除を行わず現地確認のみ実施した件数

(8) 狂犬病予防事務

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し及びこれを撲滅することにより公衆衛生の向上と公共の福祉の増進を図ることを目的に、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を実施している。

近年は飼い犬の放し飼いや散歩時の糞害等に関する苦情が数多く寄せられるようになったことから、狂犬病予防注射時や広報紙等を通じて正しい犬の飼い方についての普及・啓発に努めている。

飼い犬登録数等の推移

(単位：頭)

区 分 \ 年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登 録	590	778	679	691	599
予 防 注 射	5,206	5,150	5,027	5,154	5,091

9 防犯対策

悲惨な事故、凶悪な事件が続発している現代社会においては、地域の安心・安全は地域が自ら守る必要があり、町内会単位の自主的な防犯組織の設立が重要課題となっている。本市では平成16年から令和4年までに171町内会中168町内会で結成された実績があり、県内でもトップの結成率を誇っている。

防犯活動の活性化のため、青色防犯パトロール車によるパトロールをはじめ、警察・防犯関係団体及び自主防犯組織との連携強化、防犯灯の設置補助等、地域ぐるみで防犯、地域安全運動に取り組んでいる。

(1) 土浦市の刑法犯認知件数状況

表1 刑法犯認知件数の推移

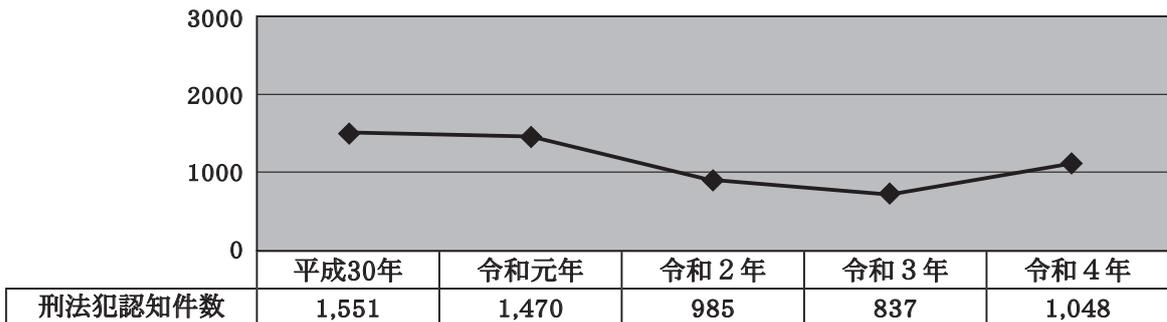


表2 窃盗犯の認知件数

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
窃	盗	1,159	1,174	743	594	732
区 分	侵入盗	176	161	124	66	161
	乗物盗	375	429	186	139	166
	非侵入盗	608	584	433	389	405

(2) 防犯灯整備状況について

明るい「まちづくり」の推進を図るため、町内会等に対して、防犯灯の設置と維持管理にかかる費用について補助金を交付している。

令和5年3月末の時点で、土浦市内には15,060基の防犯灯が設置されている。

表 町内会等の防犯灯事業に対する補助

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
LED新設	75基	79基	83基	72基	68基
その他新設	1基	1基	0基	0基	0基
LED交換	1,699基	1,688基	370基	12基	4基
その他交換	32基	29基	19基	7基	3基

(3) 防犯教室等の開催状況

	保育所	幼稚園	小・中学校	町内会等	その他	合計
開催回数	2回	-	0回	3回	1回	6回
受講者数	144名	-	0名	67名	12名	223名

10 空家等対策

令和5年3月に策定した「第2期土浦市空家等対策計画」に基づき、地域住民の生命や身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、行政による取組のみならず市民や事業者と相互に連携を図り、それぞれが役割や責務を果たしながら、それぞれの立場で強みを活かして取組を進めています。

(1) 空家の状況（令和5年3月末）

・空家等件数 2,660件（うち特定空家等10件）

空家件数の年度別推移

単位：件

	相談や苦情等により市が把握している空家件数		
	合計件数	うち適正管理	うち管理不全
平成30年度末	693	376	317
令和元年度末	652	277	375
令和2年度末	647	273	374
令和3年度末	646	267	379
令和4年度 市内空家現地調査 実施			
令和4年度末	2,660	1,837	823

適正管理：所有者等により適正に管理されている空家

管理不全：放置され周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家

(2) 「第2期土浦市空家等対策計画」（令和5年3月策定）

近年増加している空家が、安全、防災、まちの景観など様々な面において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす問題の解消に向けて、学識経験者等で組織する「土浦市空家等対策協議会」において専門的な視点からのご意見等をいただきながら、第2期土浦市空家等対策計画を策定しました。

本計画では、空家等の発生抑制、適正管理及び利活用の推進、管理不全状態空家等の防止・解消などの、空家等に関する基本方針を定め、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な考え方を示しております。

(3) 相談対応・空家の発生抑制・利活用促進の取組

- ・市民等からの空家の苦情・相談受付
- ・所有者及び相続人等調査、空家の現地調査
- ・空家の管理対応依頼文及び条例に基づく指導の実施
- ・所有者等からの空家の処分や活用の相談対応
- ・空家等対策相談会の実施
- ・空家の情報を一元管理する「土浦市空家等管理システム」により、関連部署と連携して指導
- ・倒壊のおそれなど周辺に悪影響を及ぼす空家に対し、特定空家等判定調査を実施
- ・空家バンク制度
- ・空家バンク住宅リフォーム費用助成制度

(4) 「空家対策の推進に関する協定」に基づく取組の推進

安全・安心で活力あるまちづくりに寄与することを目的として、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会茨城県本部、茨城県建築士会と協定を締結し、空家等に関する相談に関すること、管理不全空家等の発生を予防するための啓発に関することについて互いに連携、協力し取組を推進しています。

11 人権推進事業

(1) 人権施策の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権感覚や人権意識の醸成を図るため、関係機関と連携し学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通して、人権尊重社会の実現に向け様々な施策に取り組んでいる。

ア 「土浦市人権施策推進基本計画」(平成23年3月)

この計画は、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現を目指す」ことを基本理念とする。

イ 法務省による人権啓発活動強調事項17項目

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ こどもの人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう
- ・ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう
- ・ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ・ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ・ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ・ 人身取引をなくそう
- ・ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

ウ 主な人権啓発活動

- ・ 市主催行事等での街頭啓発活動
- ・ 人権と平和のつどい開催時の人権講演会及び人権啓発パネルの展示
- ・ 人権週間啓発活動(12月)

(2) 人権擁護に関すること

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員との連携により、人権啓発活動を実施。様々な分野の人権擁護委員が人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことを目的としている。

ア 事業の概要

- ・ 人権教室の実施(対象:市内小中学校)
- ・ 特設人権相談所の開設(年2回)
- ・ 男女共同参画×市民協働フェスティバル時の啓発活動
- ・ 産業祭や地元の夏祭り時の啓発活動
- ・ 土浦人権擁護委員協議会との連携
- ・ 茨城県南地域人権啓発活動ネットワーク協議会との連携

(3) 更生保護に関すること

土浦地区保護司会をはじめとした更生保護団体と連携協力し、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、地域社会の中で必要な助言指導を行い、円滑な社会復帰や社会的自立を助けていくことを目的としている。また、改善更生を促進することで、犯罪の危険から社会を保護し、公共の福祉を増進していく。

ア 土浦市再犯防止推進計画（令和5年3月）

犯罪や非行のない、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、犯罪や非行をした人が、同じ過ちを起こさないよう、地域の関係機関と連携・協力を図り支援する取組みを構築する。

イ 事業の概要

- ・ 社会を明るくする運動の推進
- ・ 犯罪予防活動の推進
- ・ 保護司会等との連携
- ・ 協力組織との連携の促進
- ・ 各種研修への協力